

市民福祉常任委員会（6月21日）

開会（9：00）

○深田委員長 ただいまより市民福祉常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は2件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

議案の審査に入る。

議第61号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○岡田委員 1点だけ、歳入、いわゆる、歳出、当然出てくるわけですけども、その基準となる第1段階、第2段階、第3段階のそれぞれの補正、何名で、それでこういう数字が出たよというところ、根拠だけ教えてください。

○川村介護保険課長 直近の数字と概略でございますが、申し上げます。

第1段階については、対象者が約4,100名、第2段階については約2,800名、第3段階については約2,400名ということでございます。後ほど、本算定が始まる、8月以降、本算定があるわけですが、それ以降、また数字が変わってくるところで、概略ということでお願いいたします。

○岡田委員 今まで第1段階が0.45に対して0.375、それから、第2段階が0.75に対して0.625、第3段階、0.75に対して0.725、約8割ぐらいの数字で基準が下がるから、その分の負担額はこれだけふえますよということで理解してよろしいですね。

○川村介護保険課長 第2段階については、改定前が0.65から、改定後が0.525ということでございます。

○渋谷委員 もうちょっと、第1段階と第2段階、第3段階をもう一回説明してください。

○川村介護保険課長 介護保険の所得段階というのがございまして、第1段階については、生活保護受給者の方と課税年金収入と所得金額、合わせて80万円以下の方が第1段階になっております。本人及び世帯全員が住民税非課税の方、第1段階から第3段階まで、皆さん、住民税非課税ということになっております。第2段階については、その所得、年金収入を合わせて120万円以下の方ということになっております。第3段階については、世帯全員住民税非課税なんですけど、年金収入、所得、合わせて120万円を超える方ということになります。この方々が対象ということになっております。

以上です。よろしいでしょうか。

じゃ、もう一つ、基準額というものがございまして、所得段階、第1段階から第11段階までございます。基準額は、第5段階の方が6万2,880円という基準額がございまして、これに、各所得別に合わせて保険料率を変えているわけですが、第1段階の現在の保険料率については、この6万2,880円の0.45の保険料率で、年額の保険料が現在では2万8,296円ということになっております。これを改定後、今、0.45の保険料率を0.375にすることで、2万8,296円が2万3,580円ということになります。第2段階につ

いては、現在、0.65の保険料率について0.525に改定いたします。それで年額保険料については4万872円から3万3,012円に減額をされるというふうになります。第3段階については、現在、保険料率0.75なのですが、これを改定後0.725に変更いたしまして、4万7,160円が4万5,588円に減額されるということになるものでございます。よろしいでしょうか。

○深田委員長 副委員長、交代をお願いします。

○太田副委員長 交代します。

○深田委員長 今、説明がございましたけれども、第1段階、第2段階、第3段階の人数が説明もありました。約4,100人、約2,800人と。この人数、対象者数は、全く今の第1段階の人、100%の人数ということでよろしいでしょうか。それとも、何か上限があってこの人数に、第1段階の人数から何%の人がこの約4,100名になるのか。この辺の、何か上限があるのか。年金の支払いの関係とか、年金のほうはそういうこと、聞いたんですけれども、年金の場合だと丸々支払いをした人が今度、年金が幾らか下がる。3,000円から5,000円。払いによって金額の、低所得者に対して違うということなんです。介護保険はそのことは関係ないのか。

それと、先ほど、第1段階、第2段階、第3段階の人数がわかりましたけれども、4,497万3,000円の内訳、だから、第1段階で幾ら、第2段階で幾ら、第3段階で幾らって、その内訳を教えてくださいと思います。

それで、単に今回は第3段階の本人120万円の非課税の方、世帯も非課税というふうなのですが、基準が第5段階ですよ。私、いつも思うんですけれども、高齢者の方は、本人が非課税でも家族が課税であっても、基準額として世帯範囲でみなされる。しかし、実際には、本人はこれだけの年金収入しかない。非課税、だから、その分、家族の人にいろいろ補ってもらっているということで、とても大変な思いをしているって、神経を使っているというお話もあります。これは介護保険制度の問題ですけれども、やっぱり介護保険が本人、非課税であったら、そこが基準になるんじゃないかなと。世帯を合わせたところの第5段階が基準値というのが、私、おかしいと思うんですが、この第4段階もあれですか、本人と家族の世帯が課税世帯ということになるんですよ。それ、確認してこなかったけど。第3段階にラインを引いた理由という、そこも説明してもらいたい。

○増田健康福祉部長 それでは、数字のほうは今、後ほどお答えするというので、今、深田委員長からお話がありました、最後の後段の部分、何で、第3段階までだということ、第5段階までが本人、非課税じゃないかというお話の中で、その部分についてお答えさせていただきますね。

先ほど、委員長も言われましたように、介護保険制度、制度上の話でしかお答えできないんですが、介護保険というのは、本人とその家族で支え合うというような仕組みが原則でございます。その家族というのはどこで見ると、いろんな状況があるとは存じますが、基本的には、客観的に見ると住民票の世帯で見ざるを得ないという現実がございますので、家族で支え合う。そういうふうであれば、住民税、本人、非課税だと、息子さんとかと同居されていて、息子さんも働いておって課税者であれば、それは、申しわけないですけど、低所得者としては制度上はカウントできないというこ

とで、制度上の話として御理解いただければと思います。

- 深田委員長 今、それぞれの金額を調べていただいているということで、それで、対象者の人数は100%かどうかというのはわかりますか。
- 増田健康福祉部長 今回、先ほど申し上げました約4,100人、約2,800人、約2,400人の人数でございますが、まだ、今年度の介護保険料は、8月が本算定ということで、まだ、住民税のデータがこちらのほうに来ていないものですから、8月に本算定します。何でもこの人数が出ていますかといいますと、昨年度の賦課の人数、昨年の、平成30年度の介護保険料の第1段階、第2段階の人数の割合がございまして、今年度、被保険者となる方は、相当わかっているものですから、そこにある程度、案分しまして推計をしています。実際は、8月の本算定になれば正確な数字は出てきますけど、現時点では推計値ということになります。昨年度の賦課の状況、最新の賦課の状況を鑑みて推計したということでございます。
- 深田委員長 調べている間にもう一個。財源は消費税ということでよろしいですか。
- 増田健康福祉部長 おっしゃるとおり、消費税は10月から改正が予定されています。その改正の分を財源に、この本制度をやるということに決まっています。
- 深田委員長 そうすると、消費税がもし改定されなくても、この制度は実施するということがよろしいか。それと、来年度、これは永久的というか、ずっと続くものなのか、単年度のものか、その辺のことはどうなるんです。
- 川村介護保険課長 これ、政令によって決められたものでございまして、今回の措置について、平成30年度末、平成31年3月28日に政令の改正によって今回、軽減をするものでございますので、消費税が改正とされた場合の政令の変更等があります。その政令に沿って従うというものでございます。来年度分についても、まだ決まってははいないんですが、今後、政令の改定はあるものと考えておりますので、政令の改正に従って、また事務のほうの訂正をするということになるということでございます。
- 増田健康福祉部長 数字ですけど、概数で申し上げます。第1段階は、いつもとおおり1,927万円、第2段階が2,184万円、第3段階が384万円。おおむねの数字になっています。端数が若干ありますけど。
- 深田委員長 そうすると、段階が上がっていくにつれて総額の金額が少なくなっているんで、そうすると、第4段階と第5段階ももっと少ない金額で引き下げのパーセントを低所得者対策、非課税本人対策としてやれば、そんなに金額がかからなくて対応できるんじゃないかと思うんですが、どうなんですかね。金額的にはどのぐらいかかると見込むというのはわかりますか。
- 増田健康福祉部長 申しわけありません。一応、まず国の施策で政令に基づいてやっているということと、財源が、先ほど申しましたように、国のほうのお金は消費税の増税分を充てると。市のほうの持ち出しもあるんですけど、それも交付税という措置でやっております。これを、第4段階、第5段階までやるということになりますと、ほとんど一般会計からの全額繰り入れをしてやる話になるものですから、もし、第4段階、第5段階を軽減するというと、税金、一般財源を使うという話になってしまいます。だものですから、申しわけないんですけど、今は政令どおり国の財源をしっかりと確保した中でやっていくということで、今回はお願いしているということでございます。

以上です。

○太田副委員長 じゃ、交代します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第61号「令和元年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第64号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○太田副委員長 委員長、かわります。

○深田委員長 今、金額で第3段階までの変更になる金額を教えてくださいんですけど、先ほど、補正予算のときにパーセントで、例えば、第1段階は0.45から0.375というふうに変えると言ったんですけども、そのパーセントを変える基準というのはあるんでしょうか。0.45から0.375に、0.65から0.525とか、その理由。

○川村介護保険課長 これは政令によって基準額、基準の率が決められておまして、基準の率の中で焼津市も同じように定めているものでございます。

○深田委員長 政令の基準というのが、何を根拠にその基準にしたのかというのはわかっていらっしゃるのかということを知りたいんです。

○川村介護保険課長 今回の軽減の率の幅ということですが、今年度と来年度で事業計画3カ年の計画がある中で、来年度に完全施行ということでやっていますので、今年度は来年の半分の軽減率ということで。

○深田委員長 ちょっと待って。今、3カ年の計画とおっしゃいましたけど、先ほど補正のときは、来年度も政令の改定があれば来年度もやるということなんですけど、先ほどの御答弁と違うかなと思ったんですけど、この制度は、第3段階までの低所得者対策というのは、今年度だけですか先ほど聞いたら、来年度も政令の改定があれば、改定分があれば行うということの回答があったと思うんですけど、今は、これは3カ年計画ということで、今年度はその半分だというお答えだったので、ちょっとわからないんですけど。

○増田健康福祉部長 それじゃ、私のほうで補足をします。

先ほど申しましたように、この軽減措置というのは、消費税を財源として行おうとするものです。今年度は、消費税が10月以降で、10月から来年3月まで半年しか財源が入ってこない。翌年は、4月から3月まで完全に消費税が施行しているものですから、それを前提に1年分ということで鑑みますと、国のほうでは、今回、第1段階の0.5という数字を来年度は0.3まで持ってくるって考えています。今ある0.5の料率を来年度、消費税が完全施行後には0.3まで下げますよと。第2段階については、0.65を0.4に持っていくと。第3段階につきましては、0.75を0.7にというような中で、今年度は半年分だけのものですから、先ほど言った料率で行わせていただきます。来年度、今回の改正は今年度の話ということで、また、来年度、1年間、消費税の財源でやるという考えですと、

また政令が改正されまして、また同じように保険料の金額を御審議していただくという
ことで今計画しておりますので、あくまでも今年度はこれですということ御理解をい
ただければと思います。

○太田副委員長 戻します。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第64号「焼津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は
全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民福祉常任委員会を閉会とする。

閉会(9:30)